

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 人権・男女共同参画課

不利益処分の内容	隣保館利用承認の取消し等	
根拠法令等及び条項	栃木市隣保館条例第5条	
処分基準	根拠条項	栃木市隣保館条例第5条
	参考事項	栃木市隣保館条例第4条、栃木市隣保館条例施行規則第8条
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 条件 利用の承認を受けた者がこの栃木市隣保館条例又は栃木市隣保館条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>2 処分内容 利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。</p>	
	<p>栃木市隣保館条例抜粋 (利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、隣保館の利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 隣保館の管理上支障があるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、利用の承認を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>栃木市隣保館条例施行規則抜粋 (遵守事項)</p> <p>第8条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設、設備及び備品等を損傷してはならない。</p> <p>(2) 利用の承認のない施設、設備及び備品等を利用しないこと。</p> <p>(3) 所定の場所以外で飲食、喫煙し、又は火気等を使用しないこと。</p> <p>(4) 利用後は、清掃、整頓し、火気の後始末を十分行うこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、隣保館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。</p>	